

# 「遺言書の基礎知識」

## ＜2. 遺言書に書けること＞

### k. 包括遺贈及び特定遺贈

#### ○遺言できること

遺言で相続人以外に財産を与える事ができます。

#### ○規定された法律

民法（第九百六十四条）

#### ○こんな方へお勧め

長男の嫁には、とても世話になったので、長男だけではなく長男の嫁に自分の相続財産を貰って欲しいという方。

#### ○補足

特定遺贈の場合は、遺贈する財産を明確に指定します。

もし、全財産の3分の1を長男の嫁に遺贈するという感じで遺言書を作成した場合、長男の嫁は、包括受遺者となり、相続人と同一の権利義務を有する事になります。（民法第九百九十条）